

古文書を読む会学習記録

作成日 平成26年3月13日

開催日	平成26年3月13日	時 間	10:00～12:00														
場 所	金沢公会堂3号室	出席人数	13 名														
講 師	真田雅行氏	作成者	山根美智子														
テーマ	第1学習 宿村 布川家文書③																
概 要	<p>文化8年(1811)の宿村の年貢割付状を読む。</p> <p>年貢には収穫前に役人を派遣して豊凶の検査をし、その年の年貢高を定める「検見法(けみほう)」と、実績に基づいて一定期間(3～7年)の年貢高を決め、その期間中は原則年貢高を変更しない「定免法(じょうめんほう)」という徴税法があり、今回の文書は文化8年辛未の年より文化12年乙亥の年迄5ヶ年定免の年貢割付である。年貢高は個々の百姓ではなく、村全体に対して付加される。</p> <p>村高(村の総石高で年貢・諸役賦課の基準になる)は田、畑、屋敷共で 351石7斗9升8合、</p> <p>田や畑には、立地条件等での収穫量の違いによって上・中・下・下々の等級があり、それぞれの面積に応じて年貢は算出される。</p> <p>宿村での田、畑、屋敷の詳細は下記の通り。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;"><田></th> <th style="text-align: left;"><畑><屋敷></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上 田 15町 1反 9畝 20歩</td> <td>上 畑 4町 1反 2畝 16歩</td> </tr> <tr> <td>中 田 2 8 8 3</td> <td>中 畑 5 1 5</td> </tr> <tr> <td>下 田 3 2 5 16</td> <td>下 畑 9 9 4 24</td> </tr> <tr> <td>下々田 1 9 12</td> <td>下々畑 4 5 2 23</td> </tr> <tr> <td>計 21 5 2 21</td> <td>屋敷 1 9 10</td> </tr> <tr> <td>(1町=10反=100畝=3000歩)</td> <td>計 25 6 5 13</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の年貢 87石9斗9升9合 上記の年貢 永21貫795文5分</p> <p>その他に<同所新田>として5斗7升4合、<取塩合>22石1斗3升、野山に対しても<野山銭>として永1貫361文3分、<茅野銭>(採草場に賦課される)に107文7分が付加されて、総合計 米90石7斗5升6合 永39貫887文1分が村全体に割付られた。これを名主から各百姓に所持高に応じて割り振られた。</p> <p>年貢完納の場合、村には領主や代官から皆済目録が発給された。</p> <p>興味深いのは、一帯には平潟湾の海水が入り込む入江(今の泥亀新田)があり、塩の納税の記録もあり、天災等により開発段階では現在ではおよそ想像も出来ないような風景であった事を窺い知ることができる。古文書を読む醍醐味である。</p>			<田>	<畑><屋敷>	上 田 15町 1反 9畝 20歩	上 畑 4町 1反 2畝 16歩	中 田 2 8 8 3	中 畑 5 1 5	下 田 3 2 5 16	下 畑 9 9 4 24	下々田 1 9 12	下々畑 4 5 2 23	計 21 5 2 21	屋敷 1 9 10	(1町=10反=100畝=3000歩)	計 25 6 5 13
<田>	<畑><屋敷>																
上 田 15町 1反 9畝 20歩	上 畑 4町 1反 2畝 16歩																
中 田 2 8 8 3	中 畑 5 1 5																
下 田 3 2 5 16	下 畑 9 9 4 24																
下々田 1 9 12	下々畑 4 5 2 23																
計 21 5 2 21	屋敷 1 9 10																
(1町=10反=100畝=3000歩)	計 25 6 5 13																
次回予定	平成26年3月27日(木)10:00～12:00 於: 区役所区民活動センター 第2学習 江戸時代の絵島生嶋事件③																